



平成 28 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 ネ オ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 昌 史
(コード番号: 3 6 2 7 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 兼 執 行 役 員 中 野 隆 司
経 営 管 理 部 長
(TEL . 0 3 - 5 2 0 9 - 1 5 9 0)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制を強化し内部統制の充実を図ることで、さらなる企業価値の向上を実現することを目的としています。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- ② 当社は経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 30 条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記の条文の新設及び削除に伴い、一部条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 26 日 (予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~23. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>24.</u> (条文省略)</p> <p>第3条~第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~23. (現行どおり)</p> <p><u>24. 代理店取次業務一般</u></p> <p><u>25.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条~第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とし、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定め、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会社を代表すべき取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、取締役会の日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、取締役会の日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する額とする。</p>	<p>(非業務執行取締役等との責任限定契約) 第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 33 条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、<u>監査等委員会の日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会に関する事項)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>